

☆戦後七十二年生きているもの

― 善いものと悪いもの ―

明後日(八月十五日)は戦後七十二年目の敗戦記念日です。七十二年間生きていくものに善いものと悪いものがあります。善いものは守り、悪いものは取り除くようではありませんか。

生き残った善いもの ― 憲法の三原則

◆平和主義

まず筆頭に来るのは憲法9条に謳うたわれている平和主義です。これがあつたので日本は戦後七二年間、戦争をせず国際社会から認められてきたのです。

◆国民主権

敗戦まで国を統治する主権は天皇にあり、国民にはありませんでした。戦後、国を統治する主権は国民にあると憲法に書かれ、民主主義が確立したのです。

◆基本的人権

憲法の第十条から四十条まで、なんと憲法の約三分の一が国民の永久の権利として侵すことが許されぬ基本的人権が保障されています。逆に言うとならば、敗戦までは自由・平和的生存権・平等などはこの国にはなかったのです。

生き残っている悪いもの

◆戦争を肯定する考え

七十二年前まではこの考えが当たり前でした。それが戦争を起こし、近隣諸国の二千万人の人々を殺し、三百万人のわが国民もまた犠牲になりました。それなのに、いままだ国民の中に戦争を肯定する考えが生き残っています。

◆自衛隊

自衛隊は憲法違反だとする憲法学者が多数いるのに、かろうじて生き残って来たのは、専守防衛に徹し、災害救助等に貢献してきたからでした。しかし、新安保法によって、自衛隊は武装して海外で戦争の出来るものとなつてしまいました。憲法に違反する新安保法は廃止しなければなりません。そして自衛隊は将来、武力を捨てて国内外の災害救助隊にすべきです。

◆米軍基地と日米安保条約

沖縄に集中して沖縄の人たちを苦しめている米軍基地は、戦後生き残った悪いものの最たるものです。これは、必ず無くさなければならぬ悪いものです。日米安保条約(軍事同盟)は相互平和条約に変わるべきです。

二〇一七年八月十三日(日) 護憲平和行進(通算606回目)
★浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

平和のつどい in 浜松 講演会のお知らせ
日時・場所 八月十五日十四時〜十六時 クリエイト浜松2階ホール
講師 島田善次氏(普天間基地爆音訴訟原告団長)
主催 平和のつどい in 浜松実行委員会

日本国憲法 前文

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するるのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等な関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。